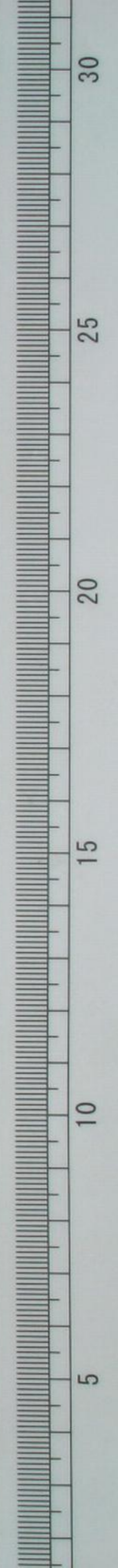


長結物之巻

里毛の巻  
我鳥目御  
平林  
星の死を  
附伊達志大  
林予家の遺物

特別  
14  
1919  
69



○唯此の古のたれは「白皮五人男」とその  
き、徳川「徳川」の記し「緑林五漢録」と  
そのまゝと一寸面をい

○へすとるまは漢名らふといと中井翁傳  
と家川を授けり且廻しと瘰とその二を  
あふ出しと、和「和」の病をべると同しと  
せむ

○三井其股衣るる物を穿つたふの景物  
る鯨尺と二三井七の物を入るる丸た  
重なる黒漆を塗るると三井其股衣の

















敵軍の動しをまぬらひの巧めき、外交術とあて以て能く目的を達し入るべきよしありし也

一 幕府又曰く支那官吏と外回公使との私交を以て傍面を以て節のめめせしむる自由を妨げしこと多く老稚の海物を多人數の支那大臣を以て洋之之をめぐらししより而してその多人數の大臣を以て海の進接を以て寧ろこの日の如きは非難を被らざるべしことそのよしとん睡てしむ、状社公の不幸の活ありはゆとて決せしむるの如き國にもししとるうとこのありしを、さるるにこれの如きと、兼て支那のありしを、獨り外回公使とてはあり

東林原集

とをめぐらししありしを、數人の如くして行くを、何とすか、いふと、投つて之を、活ありしを、提督とせんし、此の如きと、地方に、さるるの、何ありし、初るる、控と、さるる、ありし、と、其の、さるる、ありし、何、ありし、活ありの、如きと、○保の、如きと

○林田亀蔵の、お節と、雲梯と、その、つう、たが、いん、い、う、獵、ありし、さるる、保の、ありし、つう、ふ、え、だ

○と、公を、穴、幾、い、の、と、平の、ありし、つう、下、谷、を、あ、り、何、也、豊、佐、所、山、伏、所、芝、お、宿、の、ありし、と、今、所、を、お、北、も、我、言、ひ、卵、と、名、を、あ、り、し、事、の、ありし、事、也、と、今、所、を、い、と、今、所、を、い、穴、幾、を、さ、る、の、如、い、ん、と、さ、る、は、い、



る程とてそのうちあるぬるあるを猫と云ふは  
る國とてそのうちあるぬるあるを猫と云ふは  
をいへばそのうちあるぬるあるを猫と云ふは  
ゆうにそのうちあるぬるあるを猫と云ふは

○此の如く知れぬ程に何村を係つて歌のハナ  
きや中びそらうちうらうらと各何おのま  
はるやあきるのさあはるやあきるのさあはる  
ちりやあきるのさあはるやあきるのさあはる  
時だ、えんは後にはあきるのさあはるやあ  
と知れたら、何ううらうらと西隅のゆらうら  
出ればあきるのさあはるやあきるのさあはる

東林書院

る程とてそのうちあるぬるあるを猫と云ふは  
は、可成る海客のさあはるやあきるのさあはる  
ゆうにそのうちあるぬるあるを猫と云ふは

○此の上流社会より大島納のあきるのさあはる  
は、可成る海客のさあはるやあきるのさあはる  
隊をなす、そのうちあるぬるあるを猫と云ふは  
卑しうらうら、全体をなす、そのうちあるぬるある  
をいへばそのうちあるぬるあるを猫と云ふは  
るあきるのさあはるやあきるのさあはる  
るあきるのさあはるやあきるのさあはる  
るあきるのさあはるやあきるのさあはる  
るあきるのさあはるやあきるのさあはる











るも未だ検事の臨検なかりしを以て暫時此處に待合せ居る内伊庭は懐中より三尺許りの斬奸状なるもの取出し一通り讀上げたる後其を傍人に示したり

其斬奸状こそは兇行者が豫て此度こそは其必成を期し市参事會に向ふ前に芝口より投函して日本新聞社に送りたるものと全一のものなり即ち左の如し  
○**議政生義**星亨氏とこれまで一面の交なく亦毫も惡感怨恨なし生義が四谷區々會議員學務委員長の末席を汚したるを以て東京市教育會設立せらるゝに當り發起人に擧げられ其時始めて星亨氏を知るを得たり然るに星亨氏本會々長として其舉行所爲の積邪なると共に神聖なる教育上の事を談するを認とせず斷然退會其後ち絶て星亨氏の行爲如何を聞知せず  
嗚呼果して此老賊星亨東京市政を汚汚罵し從て市民の德義心を破害し自から市吏員の不正を監督すべき名譽職の位置にありながら思多くも上聖天子より下萬

免許製造者にして往々暴力を以て收税吏の職務執行に抵抗する者有之右收税

皮自から耻ぢす市教育會々長の位置に居り今尙は跳躑梁焚強慾を敢てして改めず其害毒は終に滿天下の學生を墮落強慾ならしむる是れより大なるはなし抑々我家代々江都に於て劍法を教授す生に至り其身の鈍才淺學を顧みず常に學生を教育し文武二道を以て其誠心を激勵奮起せしめ亦農業工業の進歩改良を熱望し他を顧みず微力自ら任とす左に生の今日まで從事なしたる其業を記し毫も政黨政社に關係せざるを證明せん  
東京農學校長 發起人 校長勸續六ヶ年 日本貯蓄銀行頭取 發起人 頭取勸續四ヶ年 江戸川製紙場長 發起人 頭取 發起人 會長勸續三ヶ年 文學社學園 會長 發起人 會長勸續四ヶ年 四ヶ年 谷銀行相談役 發起人 相談役勸續一ヶ年  
右の如く政黨政社に關せず亦毫も星亨と惡恨なく然り而して今や妻子に離るゝ斷腸の苦を忍び天下公論如何を顧みず一家

を抛ちて此醜賊星亨を誅殺するは我家數代武道を以て江戸市民の師たるを以て此老賊星亨が日に跳躑梁焚東京市政を紊亂汚蔑し終には上 皇家の憂愁を爲すを座視するに忍びず替天誅此醜賊星亨伏て請ふ諸實生の心事憫察せられん事恐惶謹言 東京市四谷仲町三丁目十六番地々主 伊庭想太郎 貴族院議員御中

### 絶息及傷所

借又星氏の容跡如何と見るに此時既に東京地方裁判所より判檢事等臨檢しことに羽宮警視廳山根警視廳も深川衛生會より附附檢査を行ふ時に星氏は最早や言語も通せず僅に手を振り血を吐き被難後遂に一言も發すことなく警察官がフロッタコート其儘切抜して之を檢せしが**其中に絶息**せり其傷所は左の如くにて其内致命の因と爲りしは其第一者なるべけれど幸にして之を免れたりとするも第二者又致命傷たるべきものなりといふ以て兇行者の如何に所謂腕利なりしを察するに足るべし

- 一、右腋下刺傷深さ肋間より肺部實質に達し鎖骨下動脈及靜脈を切斷し多量出血す
- 二、左腋下の傷は深さ肋下に達す
- 三、後頭骨に凡そ長さ五寸位骨膜に達する切傷あり
- 四、背部に深さ凡そ二寸位の突き傷あり
- 五、腹部に凡そ一寸の突き傷あり
- 六、左肩胛部に微なる切傷あり

○**星夫人の既附** 此時星邸には此急報に接して星夫人を始め各昵近者並に政友會理事、總務委員等前後相續で來集す就中星夫人は鮮血に塗れて既に一塊の冷肉となり居る其夫の軀を一目見るや胸中萬斛の悲哀悲憤の念を禁ずる能はざりし難て星氏の屍體に之に新しき、フロッタコートを著せ尙其上衣を白毛布にて覆ひつゝ一見生あむもの如く拵へ昵近者に擁せられて用意の馬車に移され赤坂なる自宅に運歸ることとなりたるが此時星夫人は別の馬車に乗りてありしが唯だハンケチを以て頬を掩ひ今日と明日に變る運命の車に揺れつゝ從ひ行きけるとぞ

○**市役所内の大混雜** 事件の起りし際は恰も鼎の沸くが如くなりしも程無く市参事會室に關係無き課員は残らず速かに退廳すべしと命と玆に始めて少しく靜穩に歸せしも此頃より兇報を聞きて馳せ着くる人々潮の寄するが如く市役所の廣庭は人力車を以て滿され市参事會隣室より廊下に至るまで箱を立つべき餘地も無く喧嘩擾するのみにて何事も手に附かざる模様なりとぞ

### 兇行者の自白

兇行者が川淵檢事正の訊問に答へし處は左の如し  
自分星氏を殺害せんとせしは決して政治上の意味にあらず星氏が近年政事上教育上の事に容察し跋扈を極め加ふるに東京市政を紊亂すること甚しきを以て最早社會に生存するを許さず如何にもして**之を殺害せんと決意**したるは**昨年の夏頃**なりし然るに時機を得ずして荏冉今日に至りたり

而して今や彼を殺害すべき時なりと考へしも家には妻子眷族あり宅に在りては親子の愛情に引かざるゝ事故只何となく外出し然る上に決行せんと思考し去る十二日八王子在の弟子某方へ行き同夜は一旦歸宅し翌日更に外出して露方に宿泊(別項に記す)し越えて十四日妻貞中橋フアの両女へ宛てたる離縁狀及び親戚へ宛てたる遺書を認めたるが其日は投函せずして懷中し尙は當日當座の小遣ひとして爲替を以て金二十圓を自宅に送り尙は十五日に一度端書を貞宛にて差出したり  
一昨日(廿一日)は愈々決行せんと覺悟を極め先づ市役所に赴き巡守に名刺を渡し星氏に面會を求めたるに巡守は更に給仕に手渡し給仕は其旨星氏に通したるに秘密會中なるを以て本日(廿二日)は面會せず絶したり玆に同氏が會議室に居ることを確めたるを以て先きに認め置きたる離縁狀及び遺書を市役所前の郵便函に投下たりし時は午後三時なりし  
夫れより愈々決行せんと短刀を左の腹に差し會議室に行き靜かに星氏の左方に

立ちて「最早改心したか」と云ひしに星氏は鳥渡左方に身體を向け一目見るより「下がれ」と云ひたり。依て抜く手も見せず一刀浴せ懸けたる後は何が何やら一向覺悟なし云々

兇行者自殺せざる理由

兇行者は其目的を達したる上は自殺して縊の辱を受けざるこそよかるべかりしと

自し兇行の顛末を繰述して然る後法律の下に相當の處分を受けるこそ好けれど茲に初一念を識したる次第なり云々

兇行者の家系性行

家系 伊庭家の祖先は是水軒と稱す武録達之士にして自ら心形刀流の一派を創め

以て成辰戦争の砲、其の同志五十餘人を率いて官軍を函根を迎へ戦ひ、其左臂を傷けしより右手を以つて刀を揮ひ奮闘せしが後更に両腕の間に走り躍りて箱館に赴き樫本等の軍に投じ、松前城襲撃のとき目撃しき戦死を遂げたる人にて今の想太郎も其血筋を受け得たるものと見ゆ頗る擧げに達し府下には敵手少き程の達人なりと云へり

生立 幕府瓦解の際、兄八郎は開戦の主唱者として各所に轉戦し竟に函館に戦死せしかども想太郎は年尚少なるを以て一時父と共に横須賀に退き其後沼津の兵學校に入り英漢學を修め維新後、東京に出で下谷徒士町に塾舎を開き擊劍及び英漢學を教授せしが明治九年舊唐藩主小笠原明山老侯に知られ其依歸によりて今の海軍中佐小笠原長生子の師父と爲り始めて居を四谷仲町の現住地に下し交友義塾と稱する塾舎を設け子弟を教導せり交友といへる塾名は舊唐明山老侯の命せしものにて今尚は其軍に成れる肩額を掲げ置けり

△事業 其斬奸意書に見ゆ如く想太郎は是まで銀行會社等各種の事業に關係せしことあれども其學生の志業とせる所は教育の一事にあり交友義塾を開きしより今日に至るまで前後二十餘年の間、終始一の如く青年の奮闘に盡瘁し其の塾舎に寄宿するもの多きときは六十餘人に上れることありて小笠原中佐を初め佐藤鐵太郎、中島重太郎、中村虎之助(以上海軍少佐)金田秀太郎(海軍少尉)安藤金三郎(陸軍歩兵少尉)等の俊才を其門下に出せり

△塾舎の有様 門生を遇する恰も子の如く毎朝早く起きて一々門生を睡眼より喚起し或は手づから水を汲み與ふるなど懇切に至るなく現に九鬼隆一男の令息一造氏の如きは四歳の頃より同塾にありて嘉陶を受け成年の今日と雖も事細大なく想太郎の指導を聽きて決する様眞實の親子も當ならざるを見て其一般を窺ひ知るべし塾生の言によれば妻サダも亦婦人一適の嗜みあり門生は叔母様々々と稱して深く其慈愛に懐き居ると云へり

△嗜好 平素是ぞといふ別段の嗜好なし近來何處よりか一畫幅を籠來りて之を壁上に掲げ朝夕賞翫し居れり幅は二正の程が出入するの圖を畫けるものにして何人の筆たるを詳かにせざれば極めて風趣あり客の至るあれば、畫幅を指して今日の役人等が炎に附き熱を追ひ驅劣の心事を以て權門に出入するは宛かも此理の如きものなりと謂ふを常とし、又三國志を愛讀し放課の暇には子弟を集めて之を講演し以て自ら樂みとせりといふ

△最近の踪跡 想太郎は去る十二日親戚の許に赴くと稱して家出せるまゝ兇行當日まで歸宅せず、唯だ前後二回の書信を送りしのみなりしが此十日間は彼れが最後の決闘を爲さんが爲め苦心憔悴せる時期と見ゆ跡を日記体に表示すれば如左

- (十二日) 畫幅と短刀とを携へて家を出で府下豊多摩郡澁谷村弘注大師前の旅人宿に一泊
- (十三日) 芝高輪泉岳寺前旅人宿遠江屋方へ一泊義士の墓を展ふ
- (十四日) 先きに宿泊せし澁谷村の旅人宿へ一泊

(十五日) 相州金澤に赴き劍術の舊弟子相川誠之助方へ一泊

(十六日) 金澤より歸京し、品川宿の親戚質屋雜賀方へ一泊

- (十七日) 同日より二十日夜迄澁谷村弘注大師前の旅人宿に止宿せしが兇行の當日該所を出發し上京したり
- 伊庭の一家 伊庭一家の戸籍は如左
- 東京市四谷區仲町三丁目十六番地寄留 岡縣遠江國小笠原郡大塚村大字大塚土族
- 明治十九年十二月八日寄留戸主 伊庭想太郎
- 嘉永四年九月生
- 東京府平民柳田直吉妹 妻 テウ
- 明治廿四年十月寄留 養子 孝
- 秋田縣平民石川藤三三男 養子 祐助
- 明治廿七年十月四谷坂町 長女 艶子
- 十六番地寄留妻某の出
- 明治廿九年十一月一日生



て往けるも多かりき斯くて北堂の墓側に葬る、時に午後三時、空へ終始風くもれり、墓側に庵を結び四十九日の間四五名づ、晝夜新墓を守るといふ、此の如くして戦に終始せる星亨氏も竟に空しく志を抱いて城南の土となり了んぬ

### 小題大做

▲故星亨氏の戒名が大雄院殿元貞日覺大居士といふのは法名の方式に違ふと云ふ投書を寄越したものがあつた。ソレは法名には「男に貞なく女に道あり」と昔から定まつてるといふのだ、ナル程貞の字の附いた居士信士、道の字の附いた大姉信女は餘り見受けないが、亨といふ名の字に因みて元亨利貞の上と下とを採つて元貞とクツ付けたのぢやうから、申さずして人の名を讀込んだのも同じで、敢て方式上差支は無いのであらう。所で可笑いのは亨が名で元貞が戒名に讀込まれたから、残るは唯「利」の一字である、是は謹んで涙香先生の参考に供するにしよう。ソレから「日覺」とクツ付たのは日蓮宗だから、敢

て不思議は無いが「覺」の字を詮議するに玆に面白い事實が暴露されるのである。星がマダ十歳か十一の椀白盛り母の松子養父の泰順と共に荏原郡の嶺と云ふ所の本覺寺の庫裏に住んだことがある上に、此の寺の住職は養父泰順の實弟であつたのぢや。ソレから泰順は歿なり、亨は出世して後、ツイ一昨年迄矢張り嶺に隠居して老母松子の許へ居常罷懸にしてヤツテ来た坊さんが又本門寺の寺中で覺院と云つたツケ。爾う云ふ所から「覺」の字を附けたのである。いが、兎角縁は異なものである。▲この縁といふので思ひ付いたが、今度の伊庭の實父軍兵衛も水野越前に引立てられたのである。星の實父佃徳も水野越前お出入の左官の棟梁であつたのぢや、是ぞ宿因縁又惡因縁とも謂ふべきであらう

### くまがさ

星の葬儀當日には伊藤侯が安納尼の役を勤めるさうだ伊藤の引導で星が首尾よく淨ま

れるか如何だか▲市會が星に祭祀料を贈る理由書に星君の薨去は市民三百萬人の共に痛悼する云々といふた而も是が丸山名政の發議であつた辭令といふとは必要だが度に過れば誤解に陥る誤解が度に過れば滑稽に陥る、星の靈は此滑稽を擧げるであらう歎▲吊詞大に佳なり祭祀料大に佳なり併し苟くも市民の代表者としては決して自ら欺き人を欺くやうかとあつてはならぬ▲伊庭の門人一同が星の葬儀に哀悼の意を表して會葬するとの通信が来た師匠は星を好賊として之を殺し門人一同は之を哀悼して會葬するといふとは實に驚き入た次第だ伊庭が開た何といふだらう▲星が死だからとて無暗と過當の頌徳をしなくても眞逆幽霊も出て來ないだらう▲伊庭が押へられて他人へは亂暴しやいと云つたのでヤツと返つて來て椅子や何かで伊庭を撲つた人があつたや、ハ見上げたお心掛だ伊庭を兇漢兇漢と罵る新聞も矢張此連中だ▲奈良縣の大和新聞は「醜態星亨斃る」と題して論じて曰く星が最後の死骸を曝せるは市民の怨府とせる東京市參事會場なりしは所謂自業自得にして市

公民の聊か腹癒となすに足らんか積惡の報終に宛かるべからず世は澆季とはいへ大に人意を強うするものあり吾人は星の横死を以て快とし加害者伊庭某の義侠を稱揚すものなり云々思ひ切つた不遠慮だ▲星が刺客の手に罹つたので昔のシーザーに比較してゐるのがある此の大豪傑に比較される星は以て限すべしだシーザーは五十六で刺客の手に死し星は五十二でシーザーより四年不足だ▲星がシーザーに比較される人物か否やは知らぬが星らしいシーザーに比較せしめんと欲する人達はついでにシーザーの遺言のやうな事をもしてはどうかだシーザーの遺言にはこう書いてあつた「大伯河畔に在る宏大を園をば永く人民に付し三百々クターヌの黄金をば各個人に配與すべし」是に於てか羅馬の人民はシーザーが中心深く國人を愛するを知り一層深くシーザーの惨死を悲しんだと歴史に書いてある▲星の富はイクラあるかは知らぬから若し其の所有する資産を擧げて東京市に寄附するとか乃至は教育慈善の爲に分配する所であつ

たといふ遺書でもあつてそうしてアントニ一のやうな人が之を公衆の面前に讀み上げたならば星はどんなに世人から追憶さるゝか知れぬ▲星の横死を傷むの餘りではあらうが伊庭に對してあらゆる惡語を用ゆる連中もある兇漢だの惡漢だのといふ語は特史りに用ひずともよからう却て星の人物を下げるやうにも思はれる

ンザ湖たるべき氏の系統の源流を記する所あるべし目下中蒲原菱沼村大字次郎衛門興野の星辰六氏こゝ實に星亨氏の宗家たるなり原來星辰六氏の父たる次郎右衛門の系統を尋ねれば元と源家の末流にて憚る所ありて星次郎右門名乗りて豪士として上野沼田に住せり甲越戰爭の際此星次郎右門が冬季陣營の爲に一寺舎を讓信公に周旋せしを怒り其後信女は此寺を燒拂ふたり此寺と

星氏の關係の如何なりしかは今之を知る由なきも讓信公は高由島對の院淨光寺と云ふを建立して其報償と爲せりと云ふ爾后星氏



何れかの道防むか遊歴劍客うやそせしむるし  
とつ弟子を才し出しし方候ふとて出でし  
之をうつし候ひあるに軍兵衛を左衛門  
真名ふに三郎とてしし事な  
此れは清のちりさ法をあるに田のめあひ  
あつて善道の本行方をもつて信古大さか  
古行の方を以て新の道法をす能く  
まのつとてゆへに一しに軍兵衛の道  
法をもつて終る故をたつとてしし事な  
軍兵衛の長子即ち忠孝のえり五枝廓  
とあはしれし郎也あるに、これに劍術をたよ

新編  
御製

とあつたとすまふし、さう清の津腕とてあ  
候候あるとあつたとす、此の銀錢多のともく  
一刃ひえ人も切し、更一人を斬らんとき  
ふとき、この利き腕を斬るに、さうとす  
以後又五枝廓を控へ左腕を斬る人を斬り  
殺し、とてしし事な

おそく、とてあつたとす、此の銀錢多のともく  
とてあつたとす、此の銀錢多のともく  
海と双方をむる、さうとす、此の銀錢多のともく  
此れは清のちりさ法をあるに田のめあひ  
とてあつたとす、此の銀錢多のともく







井子木の  
透る

○刈羽即木の林行の林子子の造りあを  
とをさるゝの先は先院海とさるゝ格好の  
とさるゝ林のお母さうしめ一見した  
う旅中さるゝ用ひたさるゝ雨合羽と  
古ひなさるゝ布のあき及おふこ  
を塗つたさるゝあさるゝゴムと  
地うあさるゝさるゝ仙甚の園一枚  
さるゝ自あさるゝたさるゝのさるゝ  
さるゝさるゝのさるゝ形もさるゝ  
さるゝ飯舟の園(北海道)とさるゝ  
北政した園であるさるゝさるゝ引へ

東林

ソウたあめりか北海道を細く長き形と  
とさるゝのさるゝ形もさるゝさるゝ  
さるゝのさるゝ人らと傳習したさるゝ  
さるゝ千字文一書格好さるゝさるゝ  
さるゝさるゝのさるゝはさるゝさるゝ  
さるゝのさるゝのさるゝ日地荒干  
さるゝのさるゝのさるゝさるゝ  
○おほおほの月曜所解さるゝ竹田  
を指刺し初めたさるゝさるゝの  
ゆまさるゝのさるゝ

とを憶ふてさるゝさるゝのさるゝ





一 寛永四十五年(戌)九月廿方陽寺外四人立書 一通  
 一 其又廿五年九月方陽寺外四人傳馬在書出 一通  
 在二通不城はのりをも、沸出付書及城はのり抄  
 のりをも抄をも沸書陽寺と表題あり包紙のりあり  
 一 元和二年八月廿方陽寺外四人立書 一通  
 一 同三年七月朔日陽寺外四人立書 一通  
 一 同四年同月同日陽寺外四人立書 一通  
 一 元和二年九月廿方陽寺外四人立書 一通  
 一 元和四年八月廿方陽寺外四人立書 一通  
 一 寛永廿五年五月廿方陽寺外四人立書 一通  
 一 寛永廿五年五月廿方陽寺外四人立書 一通

- 十丁異國海軍中連累の事書法書白一巻
- 一 原抄所之代抄の状と書 但中抄所より移る事あり
- 一 享保十四年閏九月廿七日の事書法書白一通
- 一 享保十四年九月廿七日の事書法書白一通
- 一 延享四年十月廿七日朝鮮人來都の事書法書白一通
- 一 寛文十一年亥十二月廿七日御城未船破損の事書法書白一通
- 一 成身後瑞々儀の御下書法書白一通
- 一 享保十七年庚子三月廿七日御城未船破損の事書法書白一通
- 一 延享八年申年之元禄十四年浪毛町と多海免り記一冊
- 一 延享四年丙寅島分と江戸志対決り記一冊
- 一 天保十四年卯十月所方明細帳一冊

職權製

- 一 清飲之扱りの月抄調帳 元保十四年十月 一冊
- 一 江戸清飲打賣年抄成帳 天保十四年十月 一冊
- 一 役形正納帳 天保十四年十月 一冊
- 一 町役人々清飲之扱りの月抄調帳 天保十四年十月 一冊
- 一 在りて書中事得る事書上り書 元味方書作不抄
- 一 享保十二年十二月廿七日の事書法書白一通
- 一 享保十二年十二月廿七日の事書法書白一通

|            |         |       |
|------------|---------|-------|
| 金七         | 五萬六千七百圓 | 山口權三郎 |
| 金六十八萬三千六百圓 | 西脇濟三郎   |       |
| 金三十九萬三千圓   | 鎌倉 一作   |       |
| 金二十九萬五千五百圓 | 二宮 孝順   |       |
| 金二十二萬八百圓   | 齋藤喜十郎   |       |
| 金二十萬二千七百圓  | 渡邊 清松   |       |
| 金十九萬八千四百圓  | 市 德次郎   |       |
| 金十九萬五千圓    | 牧口 義矩   |       |
| 金十六萬九千二百圓  | 佐藤伊荷門   |       |
| 金十四萬七千一百圓  | 長部松三郎   |       |
| 金十一萬六千四百圓  | 石田 友造   |       |
| 金十一萬四千四百圓  | 川上佐太郎   |       |
| 金十一萬三千二百圓  | 白勢 春三   |       |
| 金十萬二千三百圓   | 竹山 屯    |       |
| 金十萬五百圓     | 木村清三郎   |       |

東林堂製

仁治二年十月六日。早旦或名來告曰。佐渡院去月十二日  
 崩逝云。去夜飛脚到來。八日。起可所使今日到來云。十二  
 日有可表神事云。十日云。彼所賜大訓大事云。只却不  
 同。食供御。階數日。九月九日。可任所命之由。並有可祈禱云。  
 人不知之。追察得其事云。而件日猶不叶。及十二日也。所  
 傳系之事。思食飽之故云。就之在命方在。益之由有。嚴密  
 云。燒燒石。倫令宛。所故。觸之上。人不知之。於二箇日如此  
 之間。山。諸物所增。次。勞。所。身。体。弱。令。成。給。而。九。衛。門。大  
 夫。唐。光。盛。矣。所。臨。終。已。前。出。家。着。法。衣。袈。裢。前。相。互。令

德壽月

唱方請念佛給也。眠所氣絕云。女房右衛門督到為局。三  
下。人出家。十二日所表礼。並被所置云。十一日一日。  
今日佐渡院所中陰已滿。四十九日也。於遠所無佛事。  
京都又同前。所骨入洛之後。可被行云。是所遺誡也。然而  
非可待世事。怒者之餘。自去月廿二日始。終萬遍念  
佛。多滿數。今日可結願。又可奉供養佛經。所佛回  
經。阿弥陀如来像也。氣押。衣葬。件。衣葬。經。佛。華。經。當。初。所。在。位。之。時。  
一部。摺寫之。件。料。紙。遠。所。之。後。女。房。奉。書。以。下。取。吳  
瀛。互。古。色。帛。用。之。此。上。紺。字。金。字。之。阿。弥。陀。經。一。卷。別  
供。養。之。件。經。之。料。帛。又。衣。葬。也。猶。為。奉。見。其。字。淺。色。

淺之。以字方為氣。去八月最後之所。至。行。缺。奧。枚。日。  
末書寫之也。

〔平戸記〕抄錄

〔平戸記〕民部所手經書の著

寛文元年四月廿日甲戌。佐渡院所骨。康光法師奉書首  
渡所大原云。五月十二日。佐渡院所骨。今日奉納大原  
所墓所。

〔百鍊抄〕抄錄

〔百鍊抄〕の記者詳

(越後少将極楽家末極よりしり書付可。存せし可)

定

一 所傳る所朱尔なる取函にて奉相見馬数改らる  
まじし事

一 越谷谷中よりし清馬に渡奉行可しを飛を  
つて改えりある事

一 多飛足せすし函にて奉相見之に世よりを擲取  
り進可なり

一 泊入夫つらむを全と飛しり物なり  
一 入木の羊 同前なり



一宿錢の酒の右如く定可取支

一塔崎雜支一切不可出の支

一河にもす預籍し名少の河進の申し

一所中 掃除以下 無油断扱、可申付し

一右修の所着の石能、飛付、少し於油出を可

有し一の越成れ、申さ、石河一の所申付

大隅守

年人

刑部少輔

遠江守

筑後守

戊戌九月廿二

二以〇〇〇所中

(新鴻春可二歳)

(上書)丹後守横内書付百

元和二年己未七月朔

覺

一 新得新所の家来九日才吾以前に可お立其差明日  
 一 表方星中其若百止餘人可也事  
 一 本所并かた所ましの内ニ有之儀取寄其之あり  
 一 新所、引越中百取事  
 一 本所、内ましの隠居し者、又、ふ其ふの、海人  
 一 新所、越少とく、かまき、ま  
 一 本所、言、若、し、ま、く、け、ん、ふ、山、物、紙、以、り、費  
 一 山、物、紙、以、り、費

一 米大豆し足せ煮并し——こし——  
何れにこぶ  
等 銚 類 新 所 言 煮 可 申 事

一 材木のし 儀 申 渡 事  
一 材木板お木河し 材木のし 可 付 事

一 二ノ所し 由 可 申 事  
一 二ノ所し 由 可 申 事  
一 二ノ所し 由 可 申 事

一 所らに 存んこの者 宜 申 事  
一 所らに 存んこの者 宜 申 事  
一 所らに 存んこの者 宜 申 事

一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事

一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事

一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事

一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事

一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事

一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事

一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事  
一 所人し 由 地 所 可 申 事

銚あま溪如在伝之可為曲事の  
古傳、善道、損、年付、一、善、習、者、有、之、哉  
一、可、申、付、以、何、女、件、

元和二年

二月朔

丹後

坂本在り及  
市市に及

(新市海可取)

(元永二年二月廿四日抄書付)

今度久日之、以、城、下、留、書、一、事、行  
法、信、成、友、二、對、少、中、分、於、之、者、並、日  
あ、を、以、一、申、付、子、細、之、七、一、同、と、也、所、中  
し、者、二、並、成、友、其、也、一、申、付、以、上

二日廿六

右三九

新河  
熱所中



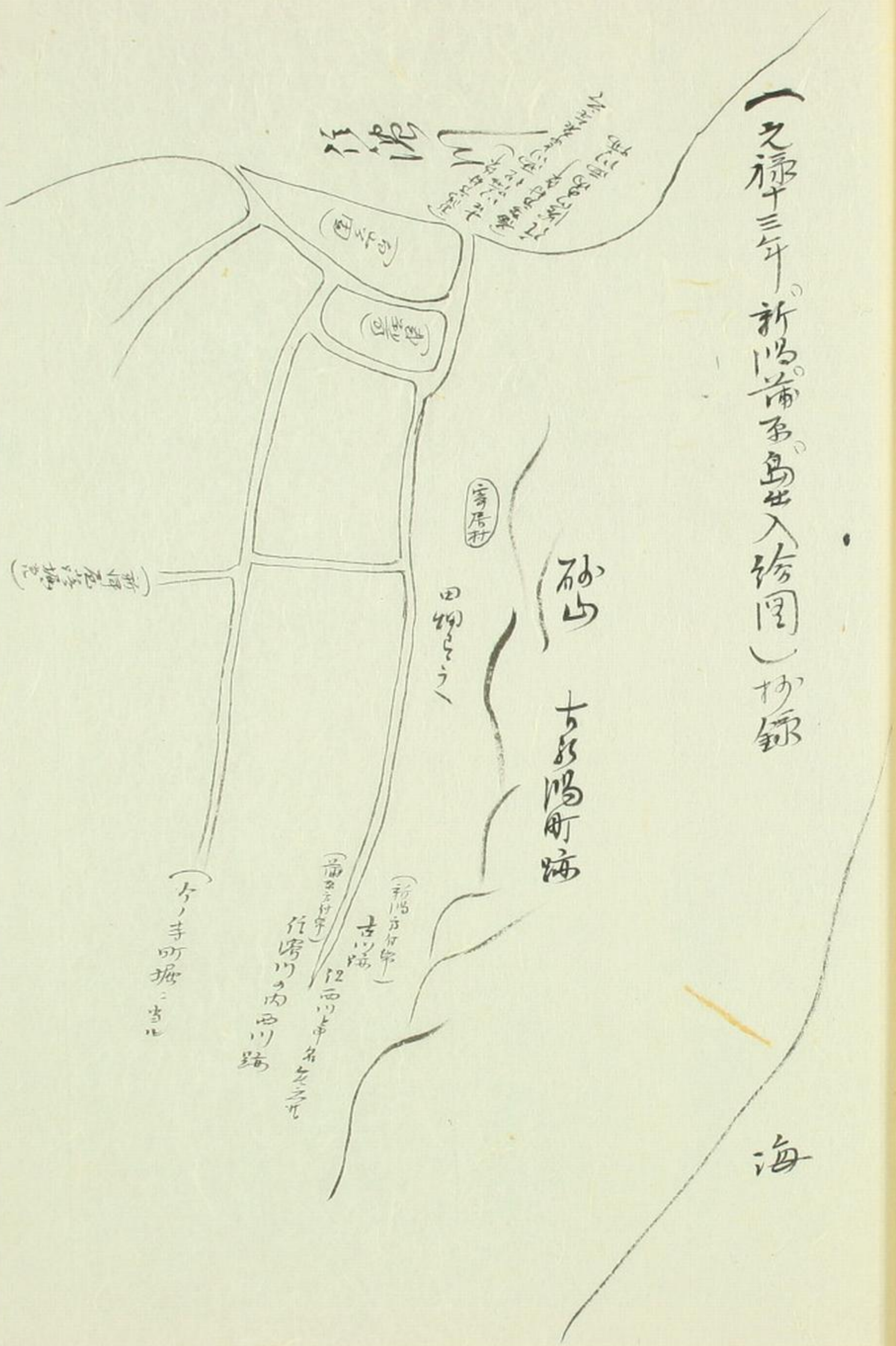
及之非其自物を方おとすをともす  
則其人格名知し衆十人し肝蒸る宿るあはれ長  
正へ可成中して嘆嘆一人妻子の子以のり肝  
蒸宿移るを金し

一 塔人出来、右別格名知る宿る久より長り  
可るは進、妻より心の減、右日命し事

一 地國也飲し商人宿る所、上東に名自泉池  
是りし心のま、一 賣買しせり此一可中は若ふ  
霞し候きとに故商人の心をもたせ出るは迄  
と居、商人宿る所、林人し肝蒸る、吾主と故

あはれ高内物高物腰刀と名を入あはれ日記。  
右に氣か物し商人し名を、送り、厚平正  
大友肝蒸る、自形を取可るは自物高  
人、吾主若物以下、に付る、無届之減ら之  
右名女一と布、付れり

附所中、いふと七のり之少し減を取主以、  
名所中をさすを、一 地國の商人宿るたに、  
遠外はしり名所中おいたる、一 可成中、  
十人し、肝蒸る名度、可成付れり以上



(元禄十三年、新陽浦系島世入修固)抄録

元和四年午ノ五月十九日

新陽  
所肝急中

(新陽市修可成)

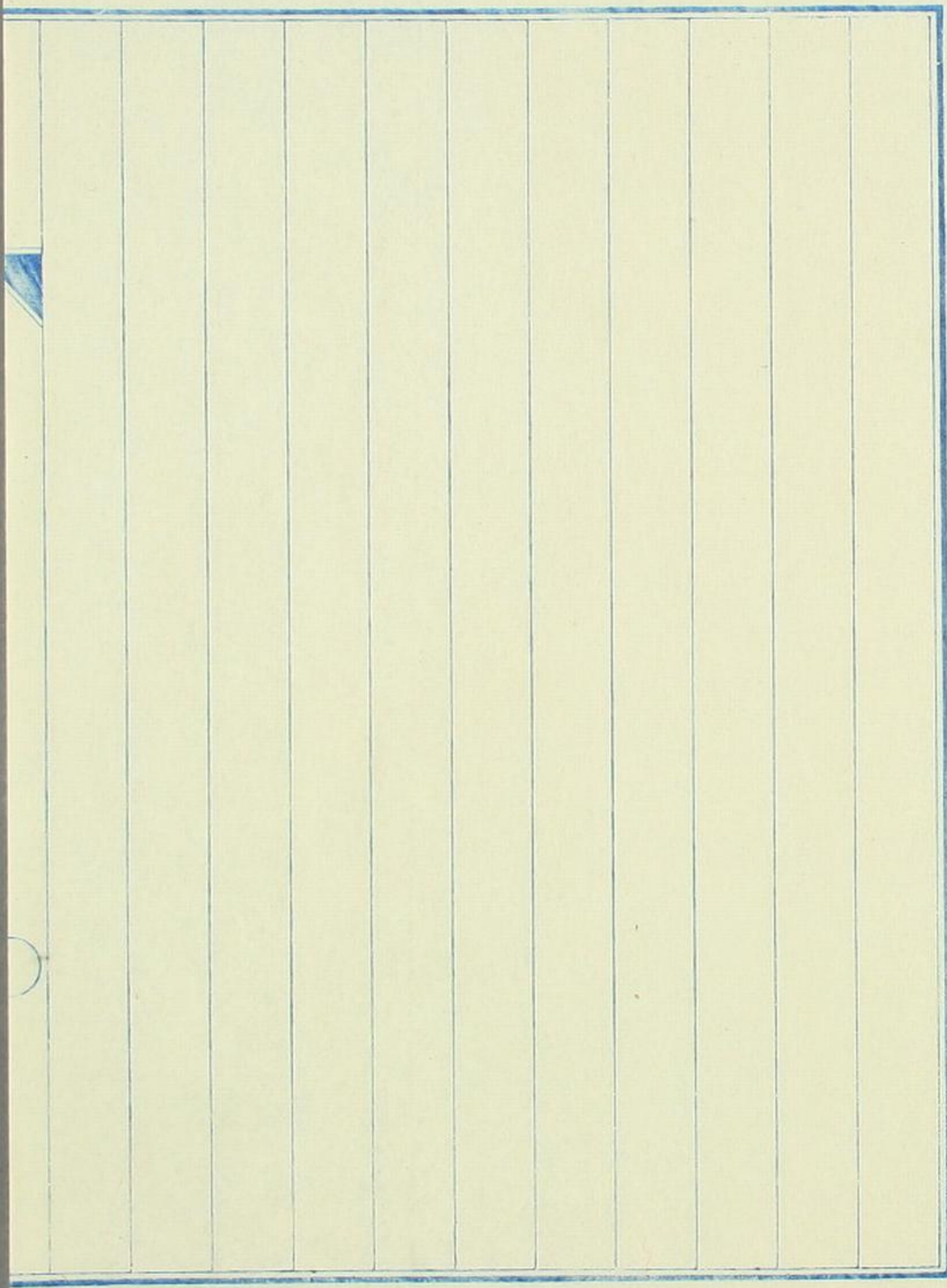
今永市右馬  
武 孫多様  
五五

亦如北陽書又書 序書之相 通之 孫地 回  
老 著 又 界 外 以 諸 事 記 可 錄 抄  
抄 出 呈 呈 呈  
明 德 帝 尚 所 甚 時 此 二 記 最 詳 確 已  
如 女 子 以 示 人

七一八

桂 坐 抄 人

桂 藏 史 生 抄 下







以下全て

白紙

明正三十一又四  
第...月中浣起  
第...

丁亥城為人